

新潟青陵大学学則

第1章 総 則 第1節 目 的

（目 的）

第1条 新潟青陵大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

（内部質保証）

第2条 本学は、前条の目的を達成する上で、その内部質保証を推進するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、継続的に質の向上を目指した恒常的な改善・改革を推進する。

2 内部質保証に関する規程は別に定める。

第2節 組 織

（学 部）

第3条 本学に、次の学部を置く。

看護学部

福祉心理子ども学部

2 前項の学部置く学科及びその収容定員は、次の通りとする。

看護学部	看護学科	入学定員	90人
		収容定員	360人
福祉心理子ども学部	社会福祉学科	入学定員	50人
		編入学定員 3年次	5人
		収容定員	210人
	臨床心理学科	入学定員	50人
		編入学定員 3年次	5人
		収容定員	210人
	子ども発達学科	入学定員	40人
		編入学定員 3年次	5人
		収容定員	170人

3 看護学部の教育上の目的は、「生命尊厳・人間尊重」の理念を基盤とする高い倫理性と豊かな人間性を培い、看護の専門的知識と技術を教授することにより、看護専門職として地域・国際社会に貢献することができる人材を育成することにある。

4 福祉心理子ども学部の教育上の目的は、生命尊重・人間尊重の理念に基づき、人々の生活の質の向上をはかるため、社会福祉学、心理学及び子ども発達学の専門知識・技術の応用力、豊かな感性、国際感覚を持ち合わせた専門職業人を養成することにある。

（大学院）

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

（職員）

第4条 本学に、次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の必要な職員

2 職員組織に関する事項は別に定める。

（事務局）

第5条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

第4節 運営会議、評議会、全学教員会議及び教授会

（運営会議）

第6条 本学に、運営会議を置く。

2 運営会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、事務部長をもって組織する。ただし、必要ある時は、その他の教職員を加えることができる。

3 運営会議は、大学運営に係る重要事項を協議と、評議会と全学教員会議の議案整理をする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

（評議会）

第7条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、学長、副学長、学部長、学部・研究科より選出された評議員3人、教務委員長、入学試験委員長、学生委員長、事務部長をもって組織する。ただし、必要ある時は、その他の教職員を加えることができる。

3 評議会は、次の事項を審議する。

（1）教育及び研究に関する基本的事項

（2）教育課程の全学的な方針策定に関する事

（3）内部質保証推進の基本方針及びアセスメント・ポリシーに関する事

（4）大学及び各学部・研究科の事業計画・予算原案の事項及び事業計画・予算の執行に関する事項

（5）大学改革推進の基本方針に関する事項

（6）教育研究環境の整備に関する事項

（7）学則その他学内諸規程の制定改廃に関する事項

（8）教員人事に関する事項

（9）学生の定員に関する事項

- (10) 学生の試験及び成績に関する基本的事項
- (11) 学生の生活、身分に関する重要事項
- (12) 学部及びその他の機関の連絡調整に関する事項
- (13) 学長が諮問する事項
- (14) 理事会が諮問する事項
- (15) その他大学運営に関する重要な事項

4 その他必要な事項は、別に定める。

(全学教員会議)

第8条 本学に全学教員会議を置く。

2 全学教員会議は、助手及び助教以上の全教育職員並びに管理職以上の事務職員をもって組織する。

3 全学教員会議は、各学部から選出される評議員の承認、大学の教員組織に関する事項の審議並びに事業計画・事業報告等教学及び運営に関わる重要事項の報告を行う。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び学部所属の助教以上の専任の教員をもって構成する。

3 学部長は、必要がある場合には、事務部長その他の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項・その他学部運営に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 その他必要な事項は、学長が別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で定めた日
- (3) 学園の創立記念日 4月23日
- (4) 夏期休業日 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (6) 春期休業日 3月20日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添え

て願ひ出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書・保証書・同意書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 前項の者は、本学所定の誓約書・保証書・同意書により、自身の保証人を届け出るものとする。

3 保証人に関する規程は別に定める。

4 学長は、前三項に定める入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学福祉心理子ども学部社会福祉学科、臨床心理学科及び子ども発達学科3年次に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可する。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

（転入学・転科）

第21条 他大学の学生で当該大学長の承認を得た者が転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学の学生で他の学科への転科を希望する者があるときは、選考のうえ、学年始めに限り相当年次に転科を許可することがある。

（再入学）

第22条 退学者が再入学を志望するときは、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第23条 授業科目を分けて、全学共通科目及び専門科目とする。授業科目の種類及び単位数は別表のとおりとする。

2 前項の他に看護学部看護学科に教職教育に関する授業科目をおく。授業科目の種類及び単位数は別表のとおりとする。

（単位計算方法）

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準により計算するものとする。

（1）講義・演習については、15時間ないし30時間の講義・演習をもって1単位とする。

（2）実験・実習及び実技については、30時間ないし45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる場合には、これに必要な時間数を考慮して、1単位とする。

（授業期間）

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等を含め35週にわたることを原則とする。

（単位の授与）

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（履修科目の登録の上限）

第27条 卒業の要件として履修する科目について、学生が各学期ごとに登録することができる単位数の上限

を教授会において学科ごとに定める。

2 前項の上限を定める際は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう配慮するものとする。

（教育職員免許）

第28条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、第45条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教職員免許法および教職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教育免許状の種類は、次のとおりである。

看護学部看護学科

養護教諭一種免許状

福祉心理子ども学部子ども発達学科

幼稚園教諭一種免許状

（介護福祉士資格）

第29条 福祉心理子ども学部社会福祉学科において介護福祉士の資格を得ようとする者は、第45条に規定する卒業の要件を充足し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（保育士資格）

第30条 福祉心理子ども学部子ども発達学科において保育士の資格を得ようとするものは、第45条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（他大学等における授業科目の履修等）

第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規程により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第32条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数等の認定）

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

（本学以外での履修の許可）

第34条 本学の学生が、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する場合は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

（本学以外での履修した科目及び単位の取り扱い）

第35条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

（遠隔授業）

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。

（成績）

第37条 授業科目の成績は、S・A・B・C・Fの5種の評語をもって表わし、F以外を合格とする。ただし、優劣を示さず合格とする場合は、Pの標語をもって表す。

2 前項の評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（その他）

第38条 授業科目の履修方法等については別に定める。

第4節 休学・転学・留学及び退学

（休学）

第39条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学長の承認を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第40条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に参入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の承認を得て復学することができる。

(転 学)

第41条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の承認を受けなければならない。

(留 学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志望する者は、学長の承認を得て留学することができる。

2 前項の留学した期間は、第45条に定める在学期間に含めることができる。

3 第24条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第43条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第44条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第14条に定める在学年限を超えた者

(3) 第40条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒 業)

第45条 本学に4年以上在学し、本学則別表 に定める授業科目について下記の単位数を修得した者については、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

看護学部 全学共通科目24単位以上、専門科目100単位以上の計124単位以上

福祉心理子ども学部

社会福祉学科 全学共通科目20単位以上、専門科目80単位以上、前記いずれかの科目から24単位以上

臨床心理学科 全学共通科目20単位以上、専門科目76単位以上、前記いずれかの科目から28単位以上

子ども発達学科 全学共通科目20単位以上、専門科目84単位以上、前記いずれかの科目から20単位以上

2 前項による卒業に必要な単位数のうち、第36条に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第46条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

看護学部	看護学科	学士（看護学）
福祉心理子ども学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
	子ども発達学科	学士（子ども発達学）

第6節 賞 罰

（表 彰）

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲 戒）

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）正当な理由がなくて出席しない者

（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第50条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

第51条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

（外国人留学生）

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第23条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関

する科目を置くことができる。

第53条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8節 検定料、入学金及び授業料

第54条 検定料、入学金及び授業料の額は、別表の通りとする。

（授業料の納付）

第55条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区 分	納 期
前期（4月から9月まで）	4月中
後期（10月から翌年3月まで）	10月中

（復学等の場合の授業料）

第56条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料）

第57条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

（退学及び停学の場合の授業料）

第58条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者は該当期分の授業料を徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第59条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第60条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

（研究生及び科目等履修生等の授業料等）

第61条 研究生、科目履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料については、別に定める。

（納付した授業料等）

第62条 納付した検定料、入学金及び授業料は返付しない。

第9節 奨学制度

（奨学制度）

第63条 奨学のため、次の制度を設ける。

（1）給費生 災害、その他家庭の経済状況急変により修学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。

(2) 奨学生 修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を貸与する。

2 前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

第10節 公 開 講 座

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第3章 改正、及び細則

(改正)

第65条 本学則の改正は、各学部教授会に諮り、評議会の議を経なければならない。

(細則その他)

第66条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した者の教育課程及び履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

学校教育法の一部を改正する法律に基づき改正したこの学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、2021年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、2022年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、2023年 4 月 1 日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者の教育課程及び履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第23条関係）

福祉心理子ども学部子ども発達学科教育課程

授業科目の名称			必修 単位	選択 単位	自由 単位	備 考
全学共通科目	導入 教育科目	スタートアップセミナー	1			
		スタディスキル	1			
		スタディスキル		1		
		国語表現基礎			1	
		数学基礎			1	
		英語基礎			1	
		IT基礎演習			1	
		キャリアデザイン入門	1			
		計	3	1	4	
	教養 基礎科目	哲学		1		
		心理学		1		
		芸術学		1		
		文学		1		
		地域文化論		1		
		法律学		1		
		経済学		1		
		経営学		1		
		社会学		1		
		化学		1		
		生物学		1		
		計		11		
	データサイエンス とIT科目	ITと社会		1		
		統計学		1		
		IT活用演習	1			
		IT活用演習		1		
		データ活用演習		1		
		データ活用演習		1		
		計	1	5		
	地域連携と ボランティア科目	地域連携とボランティア	1			
		国際ボランティア論		1		
		ボランティア実習		1		
		ボランティア実習		1		
		地域連携実習		1		
		地域連携実習		1		
		計	1	5		

授業科目の名称				必修 単位	選択 単位	自由 単位	備 考
専門科目	学部 共通科目	福祉心理 子ども学 部専門 基礎科目	社会福祉原論	2			
			社会福祉原論		2		
			社会福祉特別講義		1		
			社会福祉特別演習		1		
			社会調査論		2		
			家族福祉論		2		
			医療福祉論		1		
			人体の構造と機能及び疾病		1		
			精神疾患とその治療		2		
			精神保健学		2		
			精神保健学		2		
			コミュニティビジネス概論	2			
			コミュニティビジネス概論		2		
			心理学概論	2			
			家族心理学概説		2		
			障害者・障害児心理学		2		
			児童臨床心理学		2		
			発達心理学	2			
			発達心理学		2		
			発達心理学		2		
			教育・学校心理学		2		
			教師論		2		
			教育制度論		2		
			計	8	34		
	就業力 育成科目		キャリアデザイン		1		
			キャリアデザイン		1		
			キャリアデザイン		1		
			現代社会とメディア		1		
			現代社会とメディア		1		
			就業力育成演習		1		
			就業力育成演習		1		
			インターンシップ		2		
			数的推理・判断推理			1	
			数的推理・判断推理			1	
			ビジネスアプリケーション			1	
			ビジネスアプリケーション			1	
			ビジネスアプリケーション			1	
			ビジネスアプリケーション			1	
			ITストラテジー			1	
			ITマネジメント			1	
			ITテクノロジー			1	
			医療管理学		1		
			医療秘書実務		1		
			医療事務		1		
			医療事務		1		
			計		13	9	

授業科目の名称				必修 単位	選択 単位	自由 単位	備 考
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	地 域 連 携 関 連 科 目	コミュニティと観光		1		
			コミュニティとICT		1		
			コミュニティとアート		1		
			コミュニティとスポーツ		1		
			レクリエーション論		2		
			スポーツ・レクリエーション論		2		
			レクリエーション活動援助法		2		
			レクリエーション現場実習		1		
			福祉レクリエーション論		2		
			福祉レクリエーション援助論		2		
			福祉レクリエーション演習		1		
			コミュニティビジネス実践論		1		
			計		17		
	学 科 専 門 科 目	教 育 ・ 保 育 の 基 礎 領 域	保育者論	2			
			教育本質論	2			
			保育原理		2		
			教育原理		2		
			保育の計画と評価	2			
			子どもの健康と安全		1		
			子どもの食と栄養		2		
			子どもの保健		2		
			教育相談（カウンセリングを含む）	2			
			計	8	9		

授業科目の名称				必修 単位	選択 単位	自由 単位	備 考
専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	教 育 ・ 保 育 の 内 容 ・ 方 法 領 域	保育内容総論	2			
			教育方法論		2		
			子どもと健康		2		
			健康指導法	2			
			子どもと人間関係		2		
			人間関係指導法	2			
			子どもと環境		2		
			環境指導法	2			
			子どもと言葉		2		
			言葉指導法	2			
			子どもと表現		2		
			表現指導法	2			
			乳児保育		2		
			乳児保育		1		
			子どもの理解と援助	1			
			特別の支援を必要とする乳幼児の保育		2		
			子どもの音楽遊び		2		
			子どもの運動遊び		1		
			子どものことば遊び		1		
			子どもの造形遊び		1		
			保育技術		1		
			保育技術		1		
			計	13	24		
	教 育 ・ 保 育 の 挑 戦 ・ 追 究 領 域	幼稚園教育実習指導		1			
		幼稚園教育実習		2			
		幼稚園教育実習		2			
		保育実習指導		2			
		保育実習		4			
		保育実習指導		1			
		保育実習		2			
		保育実践演習		2			
		子ども発達学ゼミナール	1				
		子ども発達学ゼミナール	1				
		子ども発達学ゼミナール	1				
子ども発達学ゼミナール	1						
卒業研究	2						
計	6	16					

授業科目の名称				必修 単位	選択 単位	自由 単位	備 考
専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	子 育 て 支 援 と 地 域 福 祉 領 域	子ども家庭支援論		2		
			子ども家庭支援の心理学		2		
			子育て支援		1		
			子育て支援		1		
			児童福祉論	2			
			児童福祉論		1		
			社会的養護		2		
			社会的養護		1		
			地域福祉論		2		
			地域福祉論		1		
			計	2	13		
	社 会 保 障 と 地 域 社 会 領 域	社 会 保 障 と 地 域 社 会 領 域	社会保障論		2		
			社会保障論		1		
			障害者福祉論		2		
			ソーシャルワークの基盤と専門職		1		
			ソーシャルワークの基盤と専門職		1		
			ソーシャルワークの理論と方法		1		
			ソーシャルワークの理論と方法		1		
			ソーシャルワーク実習指導		2		
			ソーシャルワーク実習		2		
			ソーシャルワーク実習		4		
			計		17		

別表（第54条関係）

検定料、入学金及び授業料

学 科	検 定 料	入 学 金	授 業 料
看 護 学 科	35,000円	300,000円	1,140,000円
社 会 福 祉 学 科	35,000円	300,000円	740,000円
臨 床 心 理 学 科	35,000円	300,000円	740,000円
子 ども 発 達 学 科	35,000円	300,000円	740,000円

新潟青陵大学履修規程

（目 的）

第1条 この規程は、新潟青陵大学学則に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という）の履修方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業科目の年次配当等）

第2条 各学科の科目、年次配当、必修、選択の区分及び時間数は別表の通りとする。

2 毎学年の科目名及び担当教員名は、その学年の初めに発表する。

（履修登録）

第3条 学生は、その学期中に履修しようとする科目を本学所定の様式により、学期の初めに指定の期日までに登録しなければならない。

2 単位を修得した科目は再び履修登録することはできない。

3 履修科目の登録の上限は、原則として各学期25単位とする。ただし、集中科目、実習科目、自由科目はこれに含めない。また、次の基準によりこの上限を調整する。

基準	上限の調整
16単位以上取得し、かつGPA（Grade Point Average）が（3.0）以上の場合	次の学期の履修単位上限数を4単位増やすことができる。ただし、学期の履修単位は32単位を超えて増やすことはできない。
GPAが（1.5）未満の場合	次の学期の履修単位上限数を4単位減らさなければならない。ただし、学期の履修単位は12単位を下回って減らさない。
履修単位上限を減らされている者が、12単位以上取得し、かつGPAが（1.5）以上の場合	次の学期の履修単位上限数を25単位とする。

4 看護学部3年次前期のみ、次の基準を適用する。

基準	上限の調整
12単位以上取得し、かつGPA（Grade Point Average）が（3.0）以上の場合	次の学期の履修単位上限数を4単位増やすことができる。ただし、学期の履修単位は32単位を超えて増やすことはできない。
GPAが（1.5）未満の場合	次の学期の履修単位上限数を4単位

場合	減らさなければならない。ただし、学期の履修単位は12単位を下回って減らさない。
履修単位上限を減らされている者が、12単位以上取得し、かつGPAが（1.5）以上の場合	次の学期の履修単位上限数を25単位とする。

（履修指導・退学勧告）

第4条 各学期のGPAが2.0未満であった学生は、アドバイザーから学修指導を受けなければならない。

2 3学期連続してGPAが1.0未満であった学生は、学長から退学勧告を受ける。

（単位の認定）

第5条 各科目の単位の認定は担当教員による成績評価をもって行なわれ、合格者は所定の単位が与えられる。

（遠隔授業）

第6条 同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる場合、遠隔により授業を行うことができる。

2 遠隔により行う授業科目は別に定めるところによるものとする。

（試験）

第7条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験とし、科目毎にその科目の担当教員が行なう。ただし、担当教員に事故がある場合は、他の教員が代わってこれを行なうことができる。

2 定期試験は、各科目の所定の授業が終了した学期末に行なう。ただし、担当教員が必要と認めたときは、これに代わってまたはこれ以外に臨時試験を行なうことができる。

3 試験は、原則として筆記による。ただし、担当教員が必要と認めたときは、実技又は論文提出等によることができる。

（追試験）

第8条 病気や交通機関の遅延等の本人の責めに帰さない理由により定期試験を受験することのできない者は、願い出により、その科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定に基づき追試験を受けようとする者は、本学所定の様式に定期試験を受けられなかった理由を証する文書を添えて、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

（再試験）

第9条 成績評価においてF評価となった者は、願い出により、その科目について1回に限り再試験を行なうことができる。

2 前項の規定に基づき再試験を受けようとする者は、本学所定の様式に必要事項を記入し、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

（不正行為）

第10条 定期試験、授業中に行われる臨時試験（小テストなど）や実技試験、評価にかかわる提出物にお

いて不正行為を行った者は、当該科目の被評価資格を喪失する。

（被評価資格）

第11条 不正行為を行った者、出席時間が当該科目の授業時間数の3分の2に満たない者は、その成績評価の対象としない。ただし、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむをえないと認めたときは被評価資格を与えることができる。

2 実習については、前項の試験科目から除き、別に定めるところによるものとする。

（成績の評価）

第12条 成績評価は、100点満点とし、当該科目の担当教員が、次の基準により行なう。ただし、追試験は80点を、再試験は60点を超えないものとする。

区分	評語	成績評価基準	GP	評 価 内 容 (英文内容)
合 格	S	100 ～ 90 点	4.0	特に優れた成績を表します。 (Excellent)
	A	89 ～ 80 点	3.0	優れた成績を表します。 (Very Good)
	B	79 ～ 70 点	2.0	妥当と認められる成績を表します。 (Good)
	C	69 ～ 60 点	1.0	合格と認められる最低限の成績を表します。 (Satisfactory)
不合格	F	59 点以下	0.0	合格と認められる最低限の成績に達していないことを表します。(Failure)
評価なし(N)				受験資格あるいは被評価資格なし。 (Not Applicable)
GPA 算出	P	合格科目	-	能力別クラス編成による導入教育等、優劣を示さず、一定基準を満たしかどうか判断する場合。 (Passed)
対象外	T	単位認定科目	-	転編入や留学などにより他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表します。 (Credits Transferred)

2 追試験を受験する者の成績評価は、90点を超えないものとする。

3 再試験の評価は60点を超えないものとする。

4 前項の成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、GPAを用いる。GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれGPとして与え、各授業科目のGPにその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数からGPA算出対象外の単位数を引いた数で除して算出する。ただし、再履修により新たに評価を受けた場合は、新しい評価に基づきGPAを算出す

る。

(進 級)

第13条 学長は、教授会の議を経て、各学年次までの配当された科目について、次年次の学修に支障を与える科目を履修できなかった者は、次の年次へ進級させないものとする。

2 前項の規定により進級できなかった者は、修得を要する科目及び教授会の議を経て学長が決定する範囲内の科目を履修するものとする。

3 その他進級について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。平成26年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表（学則第22条 別表 を再掲）省略